

N 中央労福協ニュース NEWS LETTER

労働者福祉中央協議会（中央労福協）

発行人 南部 美智代

No. 194

〒101-0052

東京都千代田区神田小川町 3-8 中北ビル 5F

Tel 03-3259-1287 URL <https://www.rofuku.net>

第 2 回地方労福協会議を開催 地球環境学習会「うちエコ診断とは?!」



一般社団法人地球温暖化防止全国ネット
佐伯 朗彦 氏

中央労福協は 9 月 28 日、第 2 回地方労福協会議を Hybrid 形式で開催した。中央労福協・岡田啓副会長（東部労福協会長）が座長を務め会議がスタート。2022 全国福祉強化キャンペーンの取り組み（奨学金の取り組み、ろうふくエール基金の活用、加盟労働団体トップ訪問）について報告と課題の共有をはかった。

特に今年度は地方段階においても加盟労働団体訪問を実施することとしており、訪問が定着している地方では中央段階の三者要請書「労働者福祉運動強化に向けたご要請」を雛型として活用するなど、ろうきん、こくみん共済 coop の両事業団体と連携した訪問を検討し、地域における労働団体の組織力・動員力の支援を求めながら活動の規模を広げていく取り組みをめざしている（写真①：中央段階の三者共同の訪問ツール）。

また、キャンペーン活動のチャレンジ行動に設定している地球環境問題の学習会を開催した。中央労福協としては初めての取り組みとなるため、まずは職場や家庭から身近に始めることができる「うちエコ診断」について、一般社団法人地球温暖化防止全国ネット（JNCCA）の佐伯朗彦氏より講義を受けた。うちエコ診断は、自分の生活の CO₂ 排出量を簡単に算出でき、削減に向けた提案を受けることができるため、誰でも簡単にチャレンジできる（QR コード参照）。

会議終了後には「第 4 回ライフサポートセンター責任者連絡会議」を開催し、「勤労者の暮らしにかかるサポー

ト事業推進責任者会議」で検討をすすめている連合労働相談見直し後の LSC 事業に関する議論経過について共有するとともに、今後の LSC 事業の方向性を検討するために実施するアンケート調査について意思統一をはかった。



eco21 うちエコ診断

← QR コードをスマホで読み取って下さい
お気軽にお試しください！



写真①
地球環境に配慮し、リングファイルは杉の間伐材を使用した製品とし、要請状にはバナナペーパーを使用した。

No.194 Topics

- 2 面 子どもたちが笑顔にならない国に未来はない
迫力の講演 夜回り先生 水谷修氏
- 2 面 UA ゼンセン ろうふくエール基金へ 2 回目の寄付
- 3 面 第 24 回 Web 学習会 みんなで使おう奨学金返済 Q&A
- 3 面 労働組合と事業団体の連携と相互利用に向けて
- 4 面 10 月 1 日労働者協同組合法施行！周知フォーラム全国で開催
- 4 面 連載 75 高校生 300 人に月額 1 万円の奨学金

子どもたちが笑顔にならない国に未来はない — 迫力の講演 夜回り先生 水谷修氏 —



第 11 回ライフサポートセンター実務者・相談員研修会を Hybrid 開催

中央労福協は 9 月 30 日、第 11 回 LSC 実務者・相談員研修会を会場参加（WATERRAS COMMON HALL）と Web 参加（ZoomMeeting）を組み合わせた Hybrid 形式で開催した。全国のライフサポートセンターから 102 名（会場参加 8 名、Web 参加 94 名）が参集し、相談のスキル向上と相談事例等の相互共有の場となった。

講演には「夜回り先生」として著名な水谷修氏を招き、「あした笑顔になあれ」と題してお話を頂いた。水谷氏は 30 余年に渡って夜の繁華街で非行・薬物・暴力・犯罪などに手を染めてしまった子ども・若者たちに声をかけ続けてきた。また自傷行為・自殺念慮に苦しむ子ども・若者たちに寄り添って支援活動を行ってきた。そうした命がけの経験から、水谷氏は教育のみならず医療、福祉、政治、経済さまざまな切り口から現代日本が抱く問題点を突くとともに「子どもたちが笑顔にならない国に未来

はない」と断じる。鬼気迫る 60 分間の講演に参加者からは「より複雑化している子どもたちの夜の世界の現状に愕然とした」「子どもたちが夢を持てるよう労福協として何ができるのか」などの声が上がった。

後段では山形、神奈川、鳥取の 3 県のライフサポートセンターから事例を報告頂いた。実際の相談現場で対応した事例の概要及びその対応方法や課題となったことなどを共有した。

第 2 部は Zoom ブレイクアウトルーム機能を活用したグループワークを行い、それぞれの現場での対応事例を分散会方式で相互に共有し、意見交換を行った。参加者からは「同じ立場の相談員と話ができただけは良かった」「NPO 団体との連携の取り方など勉強になった」などの声が寄せられた。

UA ゼンセン

ろうふくエール基金へ2回目の寄付

2022 年 9 月、UA ゼンセン（全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟）より、「ろうふくエール基金」に 2 回目の寄付をいただいた。UA ゼンセンでは、ろうふくエール基金の趣旨に賛同いただき、組合活動予算に計上いただいていた。

UA ゼンセンでは他にも、コロナ禍に対する様々な取り組みを進めており、UA ゼンセンの Web サイトでは「コロナ禍における労働組合の取り組み事例集」として事例を掲載している。

「ろうふくエール基金」の取り組みについてはコチラ → <https://www.rofuku.net/rofukuyell/>



第 24 回 Web 学習会 みんなで使おう！「奨学金返済 Q&A」

中央労福協は 10 月 12 日、第 24 回 Web 学習会を開催した。今回のテーマは「みんなで使おう奨学金返済 Q&A」として、10 月に発行した「もう悩まないで。奨学金返済 Q&A」の監修者であり、奨学金問題対策全国会議の事務局長である岩重佳治弁護士をお招きし、166 名が参加した。

学習会では、奨学金を返済している方、これから借りる方を対象に制作した「もう悩まないで。奨学金返済 Q&A」に記載されている、日本学生支援機構の 3 つの救済制度や個人再生、自己破産、長期分割払い等の法的な対応について、相談事例と共に具体的な対応方法について認識を深めた。

最後に、岩重弁護士はこれまでの自身の経験から、相談者は“負債”の苦しみと“孤独”の苦しみの両方を抱えており、相談に際しては“解決”することだけが目的ではなく、“寄り添う”ことが最も重要と述べ、相談してくれたことに対して感謝する姿勢で相談業務に望んでほしいと語った。



相談で大切なこと 5ヶ条

1. よく話を聞く
2. 欲張らない
3. 押し付けない
4. 寄りそう
5. 今後につなぐ

労働組合と事業団体の連携と相互利用に向けて 2022 年度 労働組合・事業団体合同会議を開催

中央労福協は 10 月 14 日、「2022 年度労働組合・事業団体合同会議」を会場と Web を併用した Hybrid 形式で開催し、合わせて 51 名が参加した。

本会議は年に一度、労働団体と福祉事業団体の相互連携と協力関係を強化することを目的に開催している。

座長の中央労福協・松迫卓男副会長（労金協会副理事長）の進行で、11 月 25 日の第 10 回加盟団体代表者会議で提案する「2022～2023 年度活動方針の補強（素案）」などについて意見交換した後、2022 年 10 月 1 日に施行された「労働者協同組合法」について学習会を行った。労働者協同組合の当事者団体である労協連（日本労働者協同組合連合会）の田嶋康利専務理事から、労働者協同組合法をどう活用し、地域がどう変わっていくか、具体的な事例や今後の展望について講演頂いた。

最後に今回のメインテーマである労働団体と福祉事業団体の連携について意見交換を行った。

「ともに運動する主体」としての連携や利用促進のため、



加盟事業団体から事業内容や特徴的な取り組みについて、セールスポイントなどを含め報告を頂いた。労働団体からは、紙バ達合より、昨年の中央労福協のトップ訪問での要請を受け、労働者福祉運動をテーマとした研修会を開催したことについてその経緯や目的などが報告された。中央労福協は引き続き「ともに運動する」関係をめざし取り組んでいく。

10 月 1 日に労働者協同組合法が施行！

労働者協同組合法周知フォーラムが全国7ブロックで開催



今後の開催は以下の通り

<2022 年>

北海道 11 月 27 日（日）札幌市 北海道立道民活動センター

東北 11 月 23 日（祝）仙台市 仙台国際センター

中部 11 月 6 日（日）名古屋市 ミッドランドホール

関西 10 月 29 日（土）大阪市 AP 大阪淀屋橋

<2023 年>

九州 2 月 18 日（土）福岡市 福岡県中小企業振興センター

2022 年 10 月 1 日、労働者協同組合法が施行された。本法は組合員が自ら出資し、それぞれの意見を反映して事業を行い、自らが事業に従事することを基本原則とする組織である「労働者協同組合」について、その設立や運営、管理などについて定めた法律である。施行により、新たな働き方の選択肢が増えるとともに地域の活性化に繋がることが期待されている。

施行にあたり、厚生労働省から相談支援や周知広報事業の受託を受けた日本労働者協同組合（ワーカーズ

コープ）連合会が、東北から九州・沖縄までの7つのブロックで開催される「労働者協同組合法周知フォーラム」への協力を行っており、9月3日の中国・四国ブロックを皮切りに、9月17日には関東ブロックでフォーラムが開催された。

中央労福協は、労働者協同組合法の早期成立を求め、ワーカーズコープと連携し取り組んできた。今後も周知活動など通じて協同労働による仕事おこし・地域づくりの促進をはかっていきたい。

連載 75 二〇二二年十月

高校生三〇〇人に月額一萬円の奨学金

新潟労金七〇周年特別利用配当金五億円で

新潟労金は設立七〇周年を記念して、今年六月、通常の利用配当（二億円）とは別に五億円の特別利用配当を実施した。そのお金は新潟ろうきん福祉財団が県内高校生向けの「奨学金」支援の大幅な拡充に当てるために、現在、新潟県労福協が、特別利用配当を受け取った県内一七〇〇の会員団体（労働組合）からの寄付を募っている。

福祉財団は、これまで毎年、県内の高校一年生三〇〇名に三年間返済義務のない月額一萬円の奨学金を給付する事業を続けてきた。毎年一〇〇名以上の申し込み者があるものの、財源が乏しく三〇〇名にしか給付できなかったのだが、来年四月からは所得の低い家庭に毎年一〇〇人まで枠を拡大できるようにするので、最大三〇〇人が月額一萬円の奨学金を受け取ることが可能になる見込みだ。この事業を一〇年間続けるためには三億六千万円の財源が必要なのだという。

ところで、労金やこくみん共済coop《全労済》、生協などの協同組合は「非営利」事業と呼ばれている。非営利は利益を出してはいけないことを意味しているわけではない。それは、出資金の多寡に応じて配当金（出資配当）を支払う株式会社のような「営利」事業に対して、協同組合は、利益は利用した人に還元（利用配当）することを第一義としているので、営利事業と区別する意味で「非営利」事業と呼ばれているに過ぎない。

この利用配当だが、二〇二二年三月の労働金庫の決算によると、全国一三労働金庫から約五万の会員（労働組合）に三九億円の利用配当金が還元されている。（出資配当金は二七億円、当期純利益三一七億円）

新潟労金の五億円はその利用配当金を特別に加算したもので、県労福協の呼びかけに、労働組合からすでに三億二千五百万円余りの寄付が寄せられている（九月末）。他の金庫でも、特別利用配当を実施した静岡労金が労働協と協力して静岡大学の学生に対する奨学金支給などの公益事業を続けている事例がある。

労金は二〇一九年三月からSDGs行動指針に基づいて、全国で誰一人取り残さない取り組みを進めているものの、奨学金支援のような事業を行おうとすると、その前に立ちはかかるのが財源の壁である。共益組織の労働金庫ではあるが、仮に通常の利用配当金の二割を労働組合が拠出すれば、それだけでも年間八億円にもなるし、特別利用配当金を加えれば、さまざまな社会的に意味ある公益事業に使うことが可能となる。こうした取り組みが全国的に広がれば、労働組合と労働金庫に対する信頼が飛躍的に増すことは間違いない。大いに期待したいと思う。（高橋均）